コンビニで発行された住民票等について（お知らせ）

三重県では今のところ、コンビニで住民票や印鑑証明書を発行することを実施している自治体はありませんが、今後いくつかのコンビニで発行が予定されています。（ホームページ参照）

ご承知のとおり、自治体の窓口で発行される場合は専用の用紙を使用していますが、コンビニで発行されるものは、専用の用紙を使用しないで、普通のコピー用紙に印刷されたものになります。従って、それを預かった場合、以下に書くような理由で、それが「原本かコピーされたものか」の見分けがつきません。自治体の窓口で発行された専用の特殊用紙を使用したものは、透かしてみれば「複写」とか「ＣＯＰＹ」という文字が読み取れますし、コピーしたものは、それらの文字が現れますから、原本かどうかの見分けがつきます。

コンビニで発行されたものをお客さんから預かった場合、原本と信じて法務局へ申請した後、それがコピーであることがわかれば、添付書面がないことになって、却下となります。そこで、そのような住民票等を預かった場合の注意点について、日司連が発行している「月刊司法書士」の２０１３年８月号に参考となる記事が掲載されていましたので、そこから要点をかいつまんでお知らせします。（全文を掲載するといいのですが、著作権の関係もあり、できませんので、もっと詳しくお知りになりたい方は、知合いの司法書士さんに同記事を見せて貰ってください。）

１　偽造防止策

（１）けんせい文字

けんせい文字とは、コピーを取った場合に「複写」あるいは「ＣＯＰＹ」という文字を出るようにすることで、専用用紙の場合は問題なしですが、コンビニの場合は、当初の発行（印刷）段階で、設置されているコピー機の性能によって、ばらつきがあるようで、コピーでもないのに「複写」等の文字が出たり、あるいは、コピーであっても複写等の文字が出なかったりすることがあるそうで、「本物かコピーか見極めがつきにくい」ようです。なので、これでは見分けが困難です。

（２）スクランブル画像

スクランブル画像は砂漠の砂嵐のような画像で、コンビニで発行されたものには裏面にそれが印刷されています。その中にＱＲコードと桜の花が印刷されており、ＱＲコードは一定の条件で作成したｊｐｇファイルを確認のためのサイトに送信し、表面に印刷された事項と同一の表示がされれば、偽造はされていないことは確認できますが、だからといって本物かコピーかは判別できません。なので、これも確実ではなさそうです。

（３）桜の花の意味

この桜の花の絵に、原本かコピーかを見分ける機能が施されており、次の装置を使用することによって、桜の花の絵から、原本であることを表す「証」という文字が読み取れれば、コピーではないことが判るとされています。

①　赤外線Ｗｅｂカメラ

②　赤外線暗視機能付ドライブレコーダー

以上の装置で、桜の花の絵を見て、「証」の文字が現れたら、コピーではなく原本であることが確認できるとされています。土地家屋調査士業務の場合、住民票を預かることは多くても、印鑑証明書は申述書や譲渡証明書あるいは個人の大工さんの引渡証明書、合筆登記等以外に使用することがなく、また、それらは預かってすぐに法務局へ持込むことも少ないと思われますので、司法書士の場合と異なり、預かろうとする現場へ先に書いたものを持込んでその場で確認が必要とはしないでしょうが、司法書士の場合、売買の決済の場面等ではその場で確認が必要になりますので、厄介なことです。

これらについて、法務局が現在どこまで調査しているかはわかりませんが、今後コンビニで発行される件数が増加してくれば、上に書いたような調査をするのではないかと考えられます。

２　窓口発行のものと、コンビニ発行のものとの法的な位置付

窓口で発行された証明書は、原本（本物）であることを確認する義務が課せられていないという原則があります。根拠法は民事訴訟法第２２８条第２項ですが、「文書はその方式及び趣旨により、公務員が職権上作成したものと認められるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。」とあります。つまり、窓口で作成されたものは、本物であることが推定されるので、「本物であることを確認する必要がない。」ということになります。一方で、コンビニで発行されたものは、形式的に考えれば「公務員が作成した」とは言えず、この推定が働かないので、「本物であることの確認義務がある」ことになります。そのため、先に書いた確認を怠って、本物ではなくコピーであった場合は、資格者代理人としての責任を免れないことになります。

３　どう対応するか

ぶっちゃけた話し、「コンビニ発行のものは、できるだけ預からない」ことです。住民票は職権でも取寄せが可能なので、事情を説明して別に取寄せが可能ですが、印鑑証明書は委任状を書いてもらった上、印鑑カードを預からないと、資格者代理人でも職権では取寄せできませんから厄介ですが、資格者代理人としての責任と、ひいては依頼者本人にも不利益が発生することもあるので、自治体の窓口で発行してもらったものを預かるほうがいいのではないかと思います。

自治体の窓口は、休日や時間外は取扱わないところが多いですが、コンビニですとそれこそ３６５日・２４時間年中無休ですから、今後はそちらを利用される依頼者が増加することは充分に予想されます。そうなると、「窓口

で貰ってください」ともいいにくい場面があります。その場合は、一緒にコンビニに行き、自分の目の前で取得してもらうようにすればいいかもしれません。コンビニだと時間を問わず取得できるので、便利ですが、現段階では危険を伴うこともあることに注意すべきではないでしょうか。

もっとも、今後この事業を推進している総務省が、なんらかの確認方法についての指針を出すなどの方策が出ればそれに基づいて確認をすれば、資格者代理人の責任は発生しないことになります。しかしながら、現時点ではそのような動きもないようですから、当面は、やはり事情を説明した上で、なるべくなら預からないほうが賢明なように思います。

（文責　　朝日奈　晰）

（なお、本件に関しての質問等は、直接下に記載した私のアドレスにメールにてお願いします。）

himajin@cty-net.ne.jp